

社 援 発 0331 第 32 号
保 発 0331 第 39 号
令 和 5 年 3 月 31 日

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
地 方 厚 生 (支) 局 長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び
保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について (通知)

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師
の登録に関する省令の一部を改正する省令 (令和 5 年厚生労働省令第 55 号。以下「改正省
令」という。) については、本日令和 5 年 3 月 31 日付けで別紙のとおり公布され、同年 7
月 1 日より施行されることである。

改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村 (特別
区を含む。) 及び関係者に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期
されたい。

なお、改正省令施行後の運用における留意事項については、後日追って周知する予定で
ある。

記

第 1 改正の趣旨

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。) 第 49 条において、厚生労
働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その
他の病院若しくは診療所又は薬局 (以下「医療機関等」という。) について、この法律に
よる医療扶助のための医療を担当させる機関を指定することとされている。

都道府県知事が指定する生活保護の指定医療機関 (以下「生保指定医療機関」という。)
に係る指定の申請、指定更新の申請、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届につ
いては、それぞれ法第 49 条の 2 第 1 項 (同条第 4 項により準用する場合に限る。) 等
により都道府県知事に届け出ることとされている。

届出事項等は生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）において定められているところ。その一方で、

- ・ 生保指定医療機関の指定の要件として、医療機関等が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）であることを必要としていること（法第 49 条の 2 第 2 項第 1 号）
- ・ 変更があった場合に届け出なければならない事項（医療機関等の名称、所在地、管理者及び開設者の氏名等）について、保険医療機関等の届出事項と共通していること等の事情がある。

令和 3 年度の「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）では、「都道府県知事等が指定する医療機関の申請（49 条の 2）等については、令和 4 年度中に省令を改正し、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請（健康保険法（大 11 法 70）65 条）等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする。」とされたところ。

これを受け、指定の申請、指定更新の申請、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届のそれぞれについて、

- ・ 保険医療機関等に係る届出の際に、同一契機で生保指定医療機関に係る届出を行う場合については、生保指定医療機関に係る届出を保険医療機関等に係る届出と併せて地方厚生（支）局長に提出し、地方厚生（支）局（分室を含む。以下同じ。）を經由して都道府県知事へ届け出ることができることとするとともに、
- ・ 保険医療機関等の届出と生保指定医療機関の届出を併せて地方厚生（支）局長に行う場合の様式の改正その他所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

1 生活保護法施行規則の一部改正

生保指定医療機関の指定の申請、指定更新の申請、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届において、届出記載事項を保険医療機関等に係る届出記載事項と統一する。

また、生保指定医療機関の届出について、保険医療機関等に関する届出と同一の契機をもって届け出る場合には、地方厚生（支）局を經由して都道府県知事に届け出ることができることとする。

さらに、都道府県知事は、指定、指定の更新又は指定の取消し若しくは停止を行うために必要があると認めるときは、地方厚生（支）局に対して、管理者及び開設者に関し必要な情報の提供を求めることができることとする。

その他所要の改正を行う。

2 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令

(昭和 32 年厚生省令第 13 号) 第 3 条による指定の申請 (指定更新の申請を含む。)、同令第 8 条による保険医療機関等に関する届出又は同令第 10 条による指定の辞退の申出を、管轄する地方厚生 (支) 局長に行う場合について、医療機関等が生保指定医療機関の指定の申請を併せて行う際の様式に係る改正その他所要の改正を行う。

第 3 施行期日

改正省令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行するものとする。

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令
(同三五)

三二

○令和四年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務一)

○土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令
(総務・農林水産一)

三四

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(法務・厚生労働二)

三四

○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令(外務七)

三四

○外務省組織規則の一部を改正する省令(同八)

三四

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令(同九)

三四

○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令(同一〇)

三六

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令(財務五)

三五

○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令(同六)

三五

○子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令(同七)

三五

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令(同八)

三六

○財務省組織規則の一部を改正する省令(同九)

三三

○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則及び財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令(同一〇)

三七

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令(同一一)

三七

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

三六

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(文部科学一五)

三五

○大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同一一六)

三六

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令(同一一七)

三六

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令(同一一八)

三六

○学校教育法施行令の一部を改正する省令(同一一九)

三六

○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令(同一二〇)

三六

○視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
(文部科学・厚生労働三)

三三

○義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同四)

三五

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四六)

三七

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令(同四七)

三六

○子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同四八)

三六

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令(同四九)

三四

○労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)

三六

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令(同五一)

三三

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令(同五二)

三三

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同五三)

三三

○医療法施行規則の一部を改正する省令(同五四)

三六

○生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令(同五五)

三三

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五六)

三七

○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(同五七)

三三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五八)

三四

○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(同五九)

三四

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六〇)

三五

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(同六一)

三五

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(同六二)

三五

○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産一)

四六